第十四条第一項の表第百十四条の十七第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の十六第一項第一号及び第百十四条の十八第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十九各号列記以外の部分	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構
第百十四条の十九第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の十九第三号	生年月日	生年月日又は個人番号
第百十四条の二十第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の二十第三号	生年月日	生年月日又は個人番号
第百十四条の二十一第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の二十二第三項の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十三第一項第一号及び第百十四条の二十五第一項第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の二十六第一項第一号から第三号までの項を次のように改める。

第百十四条の二十六第一項第一号	及び	及び個人番号又は
	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる

第十四条第一項の表第百十四条の二十六第二項第八号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十六第一項第二号	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者
	生年月日、	生年月日及び個人番号又は
第百十四条の二十六第一項第三号	組合員又は組合員であつた者	旧適用法人施行日前期間を有する者

第十四条第一項の表第百十四条の二十七第二項第二号の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十七第一項第一号及び第二項第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の二十八第三項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条の二十六第五項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の二十八第一項第一号及び第二項第一号	住所	住所又は個人番号

第百十四条の二十八第一項第一号及び第二項第一号	住所	住所又は個人番号

第十四条第一項の表第百十四条の二十八第四項

連合会	存続組合
知事等	地方公共団体情報システム機構
ものとする	ことができる

第百十四条の二十八の二第一項第二号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の二十八の二第二項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の二十八の三第一項第二号	住所	住所又は個人番号

第百十四条の二十八の三第二項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる